

これまでの取組みと今後の進め方について

1 令和2年度の成果

- 部会における議論、想定海域現地視察等を通じた委員の理解の深化
- 遊佐町内地区別説明会の継続開催による遊佐町民への周知
- 漁業協調策等検討会議及びセミナー開催による漁業者（海面・内水面）の理解促進

2 令和2年度の新たな対応

- 漁業と景観に一層配慮した想定海域の見直し
- 風車が建つイメージが湧かないとのご意見に対応するため、フォトモンタージュ作成を検討

→ 法定協議会の設置を令和2年度も政府に要請

3 今後の進め方（予定）

(1) 法定協議会の設置	(2) 研究・検討会議（遊佐部会）の継続
<ul style="list-style-type: none"> ○ 促進区域の指定に向けた関係者の議論・調整 ○ 事業者の公募要件の策定に向けた地元意見の申し入れ → <u>関係者間の合意形成</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法定協議会の開催状況等について 情報提供・意見交換 ○ 地元意見をくみ上げ、法定協議会の議論等に反映
	<ul style="list-style-type: none"> ○ セミナーや説明会を開催し、漁業者・地域関係者の一層の理解浸透

→ 政府による促進区域の指定へ

参考 再エネ海域利用法における協議会の役割（法第9条）

○目的

海洋再生可能エネルギーに係る促進区域の指定及び促進区域における発電事業の実施に関し必要な協議を行うもの

○協議会の構成

- | | |
|-------------------------------|-------|
| ① 経済産業大臣、国土交通大臣、関係都道府県知事 | 【設置者】 |
| ② 農林水産大臣、関係市町村長 | |
| ③ 漁業者の組織する団体その他の利害関係者、学識経験者 等 | |

○協議内容の尊重

協議会において協議が整った事項について、協議会の構成員はその結果を尊重しなければならない。